

福井県報

第 341 号
令和 7 年
3 月 1 8 日(火)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(3・市町協働課)……………2
- ※旅館業法施行細則および福井県公衆浴場基準条例施行規則の一部を改正する規則(4・医薬食品・衛生課)……………2
- ※福井県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(5・同)……………4
- ※食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(6・同)……………5
- ※福井県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(7・建築住宅課)……………9
- ※建築基準法施行細則等の一部を改正する規則(8・同)……………11

告 示

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(95・長寿福祉課)…13
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(96・同)……………13
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(97・同)……………14
- 国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令第十条等に規定する知事が定める数(98・健康政策課)……………14
- 家畜の検査の実施(99・中山間農業・畜産課)……………15
- 家畜伝染病予防法の規定に基づく予防注射の実施(100・同)……………16
- 県営土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧(101・農村振興課)…17
- 漁船保険の契約締結の申込みについて同意を求めるとの発起の届出(102～107・水産課)……………17
- ※福井県工事請負契約約款の一部を改正する告示(108・土木管理課)……………20
- 道路の供用の開始(109～113・道路保全課)……………22
- 道路の区域の変更(114、115・同)……………23
- ※物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示(116・会計課)……………24

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施(東京事務所)……………25

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(消防保安課)……………27
- 指定管理者の指定(観光誘客課)……………27
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業・市場開拓課)……………28
- 河川法に基づき除却した車両の保管について(河川課)……………28
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………29

教育委員会規則

- ※福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(1・魅力創造課)……………30
- ※福井県教育職員免許状再授与審査会規則(2・教職員課)……………30
- ※教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則(3・同)……………30

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(39)……………31
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(40)……………32
- 政治団体の解散の届出(41)……………33
- 資金管理団体の指定の届出(42)……………34
- 資金管理団体でなくなった旨の届出(43)……………34
- 衆議院小選挙区選出議員選挙(福井県各選挙区)における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨(44)……………34

人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(2)……………45

公安委員会規則

- ※金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則(3・生活安全企画課)……………45

規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第3号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年福井県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（本人等の証明に必要な書類）</p> <p>第4条 条例第5条の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 本人が開示請求する場合</p> <p>ア 運転免許証、旅券<u>その他法令の規定により交付された書類であって知事が適当と認めるもの</u></p> <p>イ（略）</p> <p>(2)（略）</p>	<p>（本人等の証明に必要な書類）</p> <p>第4条 条例第5条の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 本人が開示請求する場合</p> <p>ア 運転免許証、旅券、<u>健康保険の被保険者証</u>その他法令の規定により交付された書類であって知事が適当と認めるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>(2)（略）</p>

様式第1号中「健康保険の被保険者証」および記入上の注意3を削り、同様式中「旅券 健康保険の被保険者証」を「旅券」に改める。

「記入上の注意

様式第5号中 附票本人確認情報の訂正（追加・削除）申出の場合には、「申出に係る本人の個人番号」欄は記 入不要です。

を「旅券」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の住民基本台帳法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

旅館業法施行細則および福井県公衆浴場基準条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第4号

旅館業法施行細則および福井県公衆浴場基準条例施行規則の一部を改正する規則

（旅館業法施行細則の一部改正）

第1条 旅館業法施行細則（昭和33年福井県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水質基準)</p> <p>第2条の3 条例第11条第8号の規則で定める湯または水は次の各号に掲げるとおりとし、同号の規則で定める水質基準は次の各号に掲げる湯または水の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浴槽水 アからエまでに掲げる水質基準（温泉、薬湯等を使用することにより、アおよびイに掲げる水質基準に適合させることが困難であると知事が認める場合であって、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認める場合） ア・イ (略) ウ <u>大腸菌</u>は、1ミリリットル中に1個以下であること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(水質基準)</p> <p>第2条の3 条例第11条第8号の規則で定める湯または水は次の各号に掲げるとおりとし、同号の規則で定める水質基準は次の各号に掲げる湯または水の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浴槽水 アからエまでに掲げる水質基準（温泉、薬湯等を使用することにより、アおよびイに掲げる水質基準に適合させることが困難であると知事が認める場合であって、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認める場合） ア・イ (略) ウ <u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性のかん菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性または通性嫌気性の菌をいう。）</u>は、1ミリリットル中に1個以下であること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p>

(福井県公衆浴場基準条例施行規則の一部改正)

第2条 福井県公衆浴場基準条例施行規則（昭和45年福井県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水質基準)</p> <p>第4条 条例第4条第1号ニの規則で定める湯または水は次の各号に掲げるとおりとし、同号ニの規則で定める水質基準は次の各号に掲げる湯または水の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浴槽水 アからエまでに掲げる水質基準（温泉、薬湯等を使用することにより、アおよびイに掲げる水質基準に適合させることが困難であると知事が認める場合であって、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認める場合） ア・イ (略) ウ <u>大腸菌</u>は、1ミリリットル中に1個以下であること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(水質基準)</p> <p>第4条 条例第4条第1号ニの規則で定める湯または水は次の各号に掲げるとおりとし、同号ニの規則で定める水質基準は次の各号に掲げる湯または水の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浴槽水 アからエまでに掲げる水質基準（温泉、薬湯等を使用することにより、アおよびイに掲げる水質基準に適合させることが困難であると知事が認める場合であって、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認める場合） ア・イ (略) ウ <u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性のかん菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性または通性嫌気性の菌をいう。）</u>は、1ミリリットル中に1個以下であること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第5号

福井県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

福井県製菓衛生師法施行細則（昭和42年福井県規則第53号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

製菓衛生師免許 取消し処分の有無	(有の場合は、その理由および年月)
---------------------	-------------------

※免許証の氏名欄に併記を希望する場合に記載すること。

(添付書類)

- 1 戸籍の謄本もしくは抄本または住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）
- 2 麻薬、あへん、大麻または覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 3 製菓衛生師試験合格証書（福井県外において試験に合格した者にあつては、合格を証する書類）

を

製菓衛生師免許 取消し処分の有無	(有の場合は、その理由および年月) 有 ・ 無
麻薬、あへん、大 麻または覚醒剤 の中毒者に該当す ることの有無	有 ・ 無

※免許証の氏名欄に併記を希望する場合に記載すること。

に改める。

(添付書類)

- 1 戸籍の謄本もしくは抄本または住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）
- 2 製菓衛生師試験合格証書（福井県外において試験に合格した者にあつては、合格を証する書類）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福井県製菓衛生師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第6号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和45年福井県規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号および様式第6号中「栄」を「栄・管栄」に改める。

様式第8号を次のように改める。

健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票			送付枚数
会社名 (報告者氏名)		都道府県名 (保健所名)	
所在地			
電話番号 FAX番号		情報受付日	_____年__月__日
情報提供者	<input type="checkbox"/> 摂取者本人 <input type="checkbox"/> 摂取者の家族等 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他 ()		
* 該当する健康食品にチェックしてください。			
<input type="checkbox"/> 機能性表示食品 <input type="checkbox"/> 特定保健用食品 <input type="checkbox"/> 栄養機能食品 <input type="checkbox"/> その他のいわゆる健康食品			
該当箇所をチェックまたは空欄に記入してください(複数回答可)。 「指定成分等含有食品、機能性表示食品および特定保健用食品」 の場合、*のついている項目は必須です。 必ず記入し、それ以外の項目においては、可能な範囲で情報を収集してください。 「その他のいわゆる健康食品」 においては、可能な範囲で情報を収集してください。			
* 以下のいずれかの健康食品である ・指定成分等含有食品 ・機能性表示食品 ・特定保健用食品	○ はい	* 指定成分または関与成分等名:	
		* (指定成分等含有食品の場合) 指定成分および管理成分等の1日摂取目安量(μg/mg/g):	
		* (機能性表示食品または特定保健用食品の場合) 1日摂取目安量:	
	○ いいえ(その他のいわゆる健康食品)		
		○ 不明	

1. 症状

* 症状・主訴	<input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> かゆみ・発疹 <input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 食欲不振 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 不正性器出血 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 吐気・嘔吐 <input type="checkbox"/> 黄疸 <input type="checkbox"/> 月経不順
	<input type="checkbox"/> 臨床検査値の異常 具体的な項目: []
	<input type="checkbox"/> その他 具体的な訴え: (手足の浮腫、動悸・息切れ、体の痛み、めまい・ふらつき等の症状がある場合はこちらに 記載ください。その他気になる症状がある場合も記載ください。) []
* 症状発現日	_____年__月__日(頃) または 摂取 _____日(頃) その他 () <input type="checkbox"/> 不明

2. 該当する製品情報

* 製品名	<input type="checkbox"/> 不明		
* 製品形状	<input type="checkbox"/> 錠剤 <input type="checkbox"/> カプセル <input type="checkbox"/> ドリンク <input type="checkbox"/> 粉末 <input type="checkbox"/> その他 ()		
購入日	_____年__月__日 その他()	消費/賞味期限	_____年__月__日 その他() <input type="checkbox"/> 不明
* ロット番号	<input type="checkbox"/> 不明 (理由:)		
* 原材料名・含有量・配合量(全て記入)	<input type="checkbox"/> 不明		
1日当たり摂取目安量(mg)	<input type="checkbox"/> 不明		
* (機能性表示食品または特定保健用食品の場合)届出番号または許可番号	(機能性表示食品および特定保健用食品の場合は届出番号または許可番号を記載ください。) <input type="checkbox"/> 不明		
当該製品の有無* (摂取した製品が手元に残っているかどうか)	※原材料名・含有量等については、別添資料を添付することで記載省略可 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

※製品の特定のた的確になるよう別添資料として製品に関する画像を添付することが望ましい。

3. 摂取者および摂取状況に関する情報

* 個人情報(氏名・連絡先)について行政への提供を		<input type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない	
※同意が得られない場合は、氏名、連絡先は記入せず、備考欄にその理由を可能な範囲で記入すること。			
氏名		連絡先	
性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/> 不明		
年齢	<input type="radio"/> 10歳未満 <input type="radio"/> 10歳代 <input type="radio"/> 20歳代 <input type="radio"/> 30歳代 <input type="radio"/> 40歳代 <input type="radio"/> 50歳代 <input type="radio"/> 60歳代 <input type="radio"/> 70歳代 <input type="radio"/> 80歳代 <input type="radio"/> 90歳代 <input type="radio"/> 100歳以上 <input type="radio"/> 不明		
当該製品の入手方法	<input type="checkbox"/> 店頭販売 <input type="checkbox"/> (ネット)通販 <input type="checkbox"/> 訪問販売 <input type="checkbox"/> 個人輸入 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明		
* 使用開始日	____年__月__日 <input type="checkbox"/> 不明 その他()	* 使用中止日	____年__月__日 <input type="checkbox"/> 不明 その他()
* 1日摂取量	<input type="checkbox"/> 使用方法のとおり <input type="checkbox"/> 少量 (具体的に:) <input type="checkbox"/> 過量 (具体的に:) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:) <input type="checkbox"/> 不明 (具体的に:)		
* 症状発現後の使用状況・症状	<input type="checkbox"/> 中止 → 中止後に症状改善: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 中止後再使用 → 再使用で症状再発: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 → 減量後に症状改善: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 増量 → 増量後に症状悪化: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 不明		
* 併用している他の健康食品	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明		
ある場合	製品名	製造者名	
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	⑨		
	⑩		

4. 受診情報

* 医療機関受診	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明	
* 今回の症状のために受診した医療機関 (複数ある場合は全て記載)	医療機関名:	受診日:
	所在地:	
その他の医療機関 (かかりつけ病院)	医療機関名:	受診日:
	所在地:	
妊娠の有無 <input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明		
* 併用している医薬品の詳細 <input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 不明		
ある場合	医薬品名	服用目的
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
	⑪	
	⑫	
	⑬	
	⑭	
⑮		

*製品の届出者・申請者が当該報告者と異なる場合は以下について記載ください。
①製造者(輸入者)名、②①の住所、③①の電話番号、④販売者名、⑤販売者住所、⑥販売者電話番号

(当該製品の販売量(販売開始後の累計および当該製品と同ロット品)、医薬品成分等の分析結果と同様の苦情の有無を調査している場合には、こちらに記載ください。)

(既往歴、当該製品の摂取目的を記載ください。)

備考欄

(消費/賞味期限切れ、保存状態の不備等に関する補足情報や、本様式に該当箇所がないものの特記すべきが望ましいと判断される情報等(詳細な症状経過等、死因(死亡事例の場合))があれば、こちらに記載してください。)

5. 営業者等への届出状況

* 届出の状況	<input type="radio"/> 済 →	受診した医師による診断(日付):
	<input type="radio"/> 未済	

*** (保健所使用欄)**

		症状	詳細(診断名等)	重篤度	転帰
複数選択可	主な症状	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明 []	<input type="radio"/> 軽微 <input type="radio"/> 軽度 <input type="radio"/> 中等度以上 <input type="radio"/> 死亡	<input type="radio"/> 自然治癒 <input type="radio"/> 外来治療で治癒 <input type="radio"/> 入院治療で治癒 <input type="radio"/> 未回復 <input type="radio"/> 不明 []
	その他の症状	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明 []	<input type="radio"/> 軽微 <input type="radio"/> 軽度 <input type="radio"/> 中等度以上 <input type="radio"/> 死亡	<input type="radio"/> 自然治癒 <input type="radio"/> 外来治療で治癒 <input type="radio"/> 入院治療で治癒 <input type="radio"/> 未回復 <input type="radio"/> 不明 []

重篤度の記載については、次の①から④までを参考に記入すること。ただし、入院治療を受けた場合であって、医師が重篤ではないと判断した症例は、②として取り扱い、一方で、入院治療を受けていない場合であって、医師が重篤と判断した症例は、③として取り扱う。

- ①軽微: 摂取者が、医療機関を受診していない場合
- ②軽度: 摂取者が、医療機関において外来治療を要した場合
- ③中等度以上: 摂取者が、医療機関において入院治療を受けた場合
- ④死亡: 摂取者が、死亡した場合

医師の意見等

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第7号

福井県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

福井県営住宅条例施行規則（平成9年福井県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(添付書類の省略)</p> <p>第36条 第2条第2項、第10条第1項、第11条第5項、第12条第3項、第15条、第19条または第20条第1項の規定により特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。）と同一の内容の情報を含む書類の添付が義務付けられている場合において、個人番号届出書（様式第25号）を提出するときは、第2条第2項、第10条第1項、第11条第5項、第12条第3項、第15条、第19条または第20条第1項の規定にかかわらず、当該書類の添付を要しない。</p>	<p>(添付書類の省略)</p> <p>第36条 第2条第2項、第10条第1項、第11条第5項、第12条第3項、第15条、第19条または第20条第1項の規定により特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。）と同一の内容の情報を含む書類の添付が義務付けられている場合において、個人番号届出書（様式第25号）を提出するときは、第2条第2項、第10条第1項、第11条第5項、第12条第3項、第15条、第19条または第20条第1項の規定にかかわらず、当該書類の添付を要しない。</p>

様式第25号（表）を次のように改める。

(表)
個人番号届出書

年 月 日

福井県知事 様

住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

私は、福井県営住宅条例施行規則で定められた添付書類の省略を希望するため、次のとおり個人番号を届け出ます。
なお、私以外の世帯員については、個人番号および特定個人情報の取扱事務について、私が個人番号関係事務実施者として番号確認および身元確認を行った上で届け出ます。

整理番号	フリガナ 氏 名	続柄	個人番号	省略を希望する書類（複数可）
1		本人		<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 課税証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
2				<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 課税証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
3				<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 課税証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
4				<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 課税証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
5				<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 課税証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
6				<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 課税証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書

備考

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第16条の規定により、個人番号を提供する際は、本人確認に必要な書類を提示し、またはその写しを提出してください。
- ・なお、本人の代理人として個人番号を提供する場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府、総務省令第3号）第6条の規定により、その権限を委任されたことを証する書面（委任状等）の提出が必要です。
- ・入居の申込み、同居承認の申請または入居承継承認の申請において課税証明書の省略を希望する方は、裏面の同意書に署名してください。
- ・本届出書により個人番号を届け出る方は、省略を希望する書類に記載された内容を知事が確認することに同意したものとみなします。

<受付者記入欄> ※ 以下は記入しないでください。

1 個人番号確認	
個人番号カード（ ）、通知カード（ ）、 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書（ ） ※（ ）内は整理番号を記入	
2 身元確認 ※ 以下のいずれかにより受け付けること。ただし、個人番号カードの提示があった場合は不要	
(1) 写真付身分証明書（1つ）	(2) 写真表示のない身元確認書類（2つ）
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（ ） ・旅券（パスポート）（ ） ・身体障害者・精神障害者・療育等各種手帳（顔写真付）（ ） ・在留カードまたは特別永住者証明書（ ） ・その他官公署から発行・発給された書類等（顔写真付）で、氏名、生年月日または住所が記載されているもの（ ） ※（ ）内は整理番号を記入	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証（ ） ・年金手帳（ ） ・児童扶養手当証書（ ） ・その他官公署等からの発行・発給された書類等で氏名、生年月日または住所が記載されているもの（ ） ※（ ）内は整理番号を記入

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の福井県営住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第8号

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則(昭和47年福井県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(確認申請等手数料等の免除)</p> <p>第3条 知事は、手数料条例第5条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料条例別表第8号の表7の項に掲げる建築物に関する<u>確認申請等手数料</u>、同表9の項に掲げる建築物に関する<u>完了検査申請等手数料</u>、同表11の項に掲げる<u>中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料</u>および同表13の項に掲げる建築物に関する<u>中間検査申請等手数料</u>(以下この条において「<u>確認申請等手数料等</u>」と総称する。)のそれぞれ2分の1に相当する額を免除するものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>2 知事は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する区域内において、災害を受けた者が当該災害の発生した日から6月以内に自ら使用するために建築物を建築する場合の<u>確認申請等手数料等</u>を免除するものとする。</p> <p>3 前2項の規定により<u>確認申請等手数料等</u>の免除を受けようとする者は、省令第1条の3第1項の申請書(以下「<u>確認申請書</u>」という。)、省令第4条第1項に規定する完了検査申請書または省令第4条の8第1項に規定する中間検査申請書に前2項に該当することを証する書面を添えて、申請しなければならない。</p> <p>(工事監理経過の報告)</p> <p>第12条の2 工事監理者は、<u>法第6条第1項第1号および第2号</u>に掲げる建築物で確認を受けたものの工事が、あらかじめ建築主事等の指定した工程に達したときは、当該建築物に係る工事の監理経過の状況を工事監理経過報告書(様</p>	<p>(確認申請等手数料等の免除)</p> <p>第3条 知事は、手数料条例第5条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料条例別表第8号の表7の項に掲げる建築物に関する<u>確認申請手数料</u>、同表9の項に掲げる建築物に関する<u>完了検査申請手数料</u>、同表11の項に掲げる<u>中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料</u>および同表13の項に掲げる建築物に関する<u>中間検査申請手数料</u>(以下この条において「<u>確認申請手数料等</u>」と総称する。)のそれぞれ2分の1に相当する額を免除するものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>2 知事は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する区域内において、災害を受けた者が当該災害の発生した日から6月以内に自ら使用するために建築物を建築する場合の<u>確認申請手数料等</u>を免除するものとする。</p> <p>3 前2項の規定により<u>確認申請手数料等</u>の免除を受けようとする者は、省令第1条の3第1項の申請書(以下「<u>確認申請書</u>」という。)、省令第4条第1項に規定する完了検査申請書または省令第4条の8第1項に規定する中間検査申請書に前2項に該当することを証する書面を添えて、申請しなければならない。</p> <p>(工事監理経過の報告)</p> <p>第12条の2 工事監理者は、<u>法第6条第1項第1号から第3号まで</u>に掲げる建築物で確認を受けたものの工事が、あらかじめ建築主事等の指定した工程に達したときは、当該建築物に係る工事の監理経過の状況を工事監理経過報告書(</p>

式第8号)により建築主事等に報告しなければならない。

様式第8号)により建築主事等に報告しなければならない。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成24年福井県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適合証)</p> <p>第2条 手数料条例別表第8号の表91の項の適合証は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 建築物の部分が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関または建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関により交付された図書</p>	<p>(適合証)</p> <p>第2条 手数料条例別表第8号の表91の項の適合証は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 建築物の部分が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関または建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関により交付された図書</p>

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則(平成28年福井県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証)</p> <p>第2条 手数料条例別表第8号の表93の項の適合証は、次に掲げるいずれかの図書であって、建築物の部分が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証するものとする。</p> <p>(1) 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)の技術的審査を受けたことを証する書面の写し</p> <p>(2) (略)</p> <p>(床面積の合計の算定方法)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証)</p> <p>第2条 手数料条例別表第8号の表93の項の適合証は、次に掲げるいずれかの図書であって、建築物の部分が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証するものとする。</p> <p>(1) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)の技術的審査を受けたことを証する書面の写し</p> <p>(2) (略)</p> <p>(床面積の合計の算定方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(建築物のエネルギー消費性能に係る適合証)</p> <p>第4条 手数料条例別表第8号の表95の項の適合証は、次に掲げるいずれかの図書であって、建築物の部分が法第2条第1項第3号に定める基準に適合していることを証するものとする。</p> <p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたことを証する書面の写し</p> <p>(2) 省令第25条第1項の規定による通知の写しおよび建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項または第18条第18</p>

(工場等)
第4条 (略)
(添付図書)

第5条 省令第20条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
(1)・(2) (略)

項に規定する検査済証の写し(以下「検査済証の写し」という。)
(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第1項の規定による通知の写しおよび検査済証の写し
(4) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し

(工場等)
第5条 (略)
(添付図書)

第6条 省令第23条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
(1)・(2) (略)

2 省令第30条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
(1) 第4条の適合証の交付を受けた建築物にあっては、当該適合証
(2) その他知事が必要と認める図書

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

福井県告示第95号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

指定居宅サービス事業者一覧表

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1870301114	県民せいきょう丹南きらめき介護付き高齢者向け住宅	福井県越前市家久町4-9-4-1	福井県民生活協同組合	令和7年2月1日	特定施設入居者生活介護
1870301106	サンライフリハステーション	福井県越前市常久町7-1-1	株式会社サンライフ小野谷	令和7年2月1日	通所介護

福井県告示第96号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月18日

指定介護予防サービス事業者一覧表

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1870301114	県民せいきょう丹南きらめき介護付き高齢者向け住宅	福井県越前市家久町49-4-1	福井県民生活協同組合	令和7年2月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

福井県告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

廃止居宅サービス事業者一覧表

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1870301072	一期訪問介護センター	福井県越前市中央1丁目6番15号	一期ケアサポート合同会社	令和7年2月4日	令和7年2月1日	訪問介護
1870200100	株式会社ケア・サービス・アイ	福井県敦賀市清水町1丁目6番17号	株式会社ケア・サービス・アイ	令和7年2月25日	令和7年3月31日	訪問介護

福井県告示第98号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条、第16条および第25条ならびに福井県国民健康保険条例（平成29年福井県条例第30号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第14条、第15条、第17条、第18条および第20条に規定する知事が定める数を次のとおり定め、令和7年4月1日から施行する。

なお、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令第10条等に規定する知事が定める数（令和6年福井県告示第92号）は、令和7年3月31日をもって廃止する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

- 1 省令第10条の規定に基づき、知事が定める一般納付金基礎額調整係数
0.9815097903876
- 2 省令第16条の規定に基づき、知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係

数

0.9999999978069

3 省令第25条の規定に基づき、知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数

0.9999999905982

4 条例第10条の規定に基づき、知事が定める医療費指数反映係数

0.75

5 条例第12条の規定に基づき、知事が定める一般納付金所得係数

1.0003498246790

6 条例第14条の規定に基づき、知事が定める一般納付金被保険者均等割指数

0.7

7 条例第15条の規定に基づき、知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数

1.0013123773276

8 条例第17条の規定に基づき、知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数

0.7

9 条例第18条の規定に基づき、知事が定める介護納付金納付金所得係数

1.0547277078771

10 条例第20条の規定に基づき、知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数

0.7

福井県告示第99号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜防疫員による検査を実施するので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

検査項目	実施の目的	実施する区域	対象家畜の種類、範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	発生予防	福井市 若狭町	1)搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛 2)繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している肉用雌牛 3)種付けの用に供し、または供する目的で飼育している雄牛 4)前3号の牛と同一施設で飼育している牛	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法、ヨーニン、および補体結合反応検査
		県内全域	1)搾乳あるいは繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛のうち、実施の期日内に県外から導入されたもの 2)搾乳あるいは繁殖の用に供し、または供する		

			目的で飼育している雌牛のうち家畜保健衛生所長の指定するもの		
伝達性海綿状脳症	発生予防	県内全域	1)牛海綿状脳症を疑う症状を呈して死亡した牛 2)18ヶ月齢以上で死亡しためん羊および山羊	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	エライザ法、ウエスタンブロット法による検査および免疫組織化学的検査
腐蛆病	発生予防	県内全域	実施する区域内で飼育されている蜜蜂のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	肉眼検査および細菌学的検査
オーエスキー病	発生予防	県内全域	実施する区域で飼育されている豚のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	ラテックス凝集反応、エライザ法
豚熱	発生予察	県内全域	実施する区域で飼育されている豚のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	RT-PCR法、蛍光抗体法、中和試験およびエライザ法
アフリカ豚熱	発生予察	県内全域	実施する区域で飼育されている豚のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	PCR法
高病原性/低病原性鳥インフルエンザ	発生予察	県内全域	実施する区域で、100羽以上の家きん（だちょうにおいては10羽以上）を飼育している農場で飼育されている家きんのうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	エライザ法および寒天ゲル内沈降反応
アルボウイルス感染症	発生予察	県内全域	未越夏牛（前年11月から当年4月までに生まれたもの）あるいは抗体陰性牛のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	中和試験
福井県告示第100号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜防疫員による豚熱予防注射を実施するので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。 令和7年3月18日 福井県知事 杉本 達治					
1 実施の目的 養豚場における豚熱の発生予防 2 実施する区域 県内全域 3 実施の対象となる家畜 豚					

4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

皮下または筋肉内注射法

福井県告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（柿原地区 区画整理（経営体育成基盤整備（土地総））事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年3月18日から

令和7年4月16日まで

3 縦覧に供する場所

あわら市経済産業部農林水産課

あわら市経済産業部農林水産課ホームページ

福井県告示第102号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めようとする発起人から次のとおり届出を受けたので、同令第5条第3項の規定により公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

1 届出事項

(1) 発起人の住所および氏名

坂井市三国町崎34-130

源野 克之

坂井市三国町安島25-22

鈴木 清春

坂井市三国町米ヶ脇2丁目3-11

牧野 善三郎

(2) 加入区

三国町加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

雄島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年3月18日から令和7年4月1日まで

(2) 縦覧場所

坂井市三国町安島3丁目101

雄島漁業協同組合事務所

福井県告示第103号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めようとする発起人から次のとおり届出を受けたので、同令第5条第3項の規定により公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

1 届出事項

(1) 発起人の住所および氏名

坂井市三国町宿1丁目17番33号

平野 一美

坂井市三国町宿3-12-11

山本 紀彦

坂井市三国町新宿1-6-28

寺嶋 勝美

(2) 加入区

三国港加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

三国港漁業協同組合

三国港機船底曳網漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年3月18日から令和7年4月1日まで

(2) 縦覧場所

坂井市三国町宿1丁目17番23号

三国港漁業協同組合事務所

坂井市三国町宿1丁目17番33号

三国港機船底曳網漁業協同組合事務所

福井県告示第104号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めようとする発起人から次のとおり届出を受けたので、同令第5条第3項の規定により公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

1 届出事項

(1) 発起人の住所および氏名

福井市和布町12-7-2

阪下 賢二

福井市長橋町17-4

宮脇 一義

福井市鮎川町192-11

濱本 朝晴

(2) 加入区

福井市加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

福井市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年3月18日から令和7年4月1日まで

(2) 縦覧場所

福井市和布町無番地

福井市漁業協同組合事務所

福井県告示第105号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めようとする発起人から次のとおり届出を受けたので、同令第5条第3項の規定により公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

1 届出事項

(1) 発起人の住所および氏名

福井市茱崎町13-1-1

川端 元昭

福井市茱崎町31-6-19

濱本 浩

福井市茱崎町31-6-32

米澤 閣司

(2) 加入区

越廼加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

越廼漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年3月18日から令和7年4月1日まで

(2) 縦覧場所

福井市茱崎町14号32番地

越廼漁業協同組合事務所

福井県告示第106号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めようとする発起人から次のとおり届出を受けたので、同令第5条第3項の規定により公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

1 届出事項

(1) 発起人の住所および氏名

敦賀市手6-2-1
川端 治雄
敦賀市常宮13-40
山本 竹司
敦賀市平和町25-5
竹之内 博三

(2) 加入区

敦賀市加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

敦賀市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年3月18日から令和7年4月1日まで

(2) 縦覧場所

敦賀市蓬萊町17-19

敦賀市漁業協同組合事務所

福井県告示第107号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めようとする発起人から次のとおり届出を受けたので、同令第5条第3項の規定により公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

1 届出事項

(1) 発起人の住所および氏名

大飯郡おおい町大島113-38

宮内 光利

大飯郡おおい町大島57-38

上山 長一

大飯郡おおい町大島91-68-11

神野 淳一

(2) 加入区

大島加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年3月18日から令和7年4月1日まで

(2) 縦覧場所

大飯郡おおい町大島83-3

大島漁業協同組合事務所

福井県告示第108号

福井県工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

福井県工事請負契約約款の一部を改正する告示

福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者および受注者は、<u>契約書（工事請負契約書または工事請負契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。以下同じ。）</u>およびこの約款（以下「契約書等」という。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、<u>契約（契約書に記載または記録された工事（以下「工事」という。）の請負契約をいう。以下同じ。）</u>を履行しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、<u>解除および指示は、書面により行わなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）</u>（書面の交付に準ずるものに限る。）を用いて行うことができる。</p> <p>6～12 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p>(現場代理人および主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定め</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者および受注者は、契約書（別紙の工事請負契約書をいう。以下同じ。）およびこの約款（以下「契約書等」という。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、<u>契約（契約書記載の工事（以下「工事」という。）の請負契約をいう。以下同じ。）</u>を履行しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾および<u>解除は、書面により行わなければならない。</u></p> <p>6～12 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(現場代理人および主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定め</p>

るところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) (略)

(2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）。ただし、同条第3項に規定する工事に該当する場合に配置しなければならない主任技術者または監理技術者は、専任の者（同条第4項に規定する工事の場合に配置しなければならない監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）としなければならない。

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

(前金払および中間前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書に記載または記録された工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 (略)

3 受注者は、保証事業会社と第1項の規定に基づく前払金に追加して支払う前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、契約書に記載または記録された工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第37条および第41条の規定に基づく部分払を請求した後においては、中間前払金の支払いを請求することができない。

4～9 (略)

10 受注者は、第1項または第3項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(保証契約の変更)

第35条 (略)

2・3 (略)

4 受注者は、第1項または第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁

るところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) (略)

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）。ただし、同条第3項に規定する工事に該当する場合に配置しなければならない主任技術者または監理技術者は、専任の者（同条第4項に規定する工事の場合に配置しなければならない監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）としなければならない。

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

(前金払および中間前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 (略)

3 受注者は、保証事業会社と第1項の規定に基づく前払金に追加して支払う前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第37条および第41条の規定に基づく部分払を請求した後においては、中間前払金の支払いを請求することができない。

4～9 (略)

(保証契約の変更)

第35条 (略)

2・3 (略)

的方法であって発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

福井県告示第109号

主要地方道坂本高浜線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和7年3月18日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	坂本高浜線	大飯郡おおい町石山49字大畑1番16から 大飯郡おおい町石山48字大谷1番70まで	令和7年 3月21日

福井県告示第110号

主要地方道坂本高浜線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和7年3月18日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	坂本高浜線	大飯郡おおい町石山50字大谷1番30から 大飯郡おおい町石山51字上下平畑1番79	令和7年 3月22日

まで

福井県告示第111号

主要地方道清水美山線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和7年3月18日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	清水美山線	福井市大土呂町18字窪12番4から 福井市大土呂町17字鞍骨15番3まで	令和7年 3月18日

福井県告示第112号

主要地方道福井大森河野線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和7年3月18日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	福井大森河野線	福井市大森町8字山岸14番1地先から 福井市大森町7字山岸寺前12番4まで 福井市大森町21字中島10番5地先から 福井市大森町20字上町田43番2まで	令和7年 3月18日

福井県告示第113号

一般国道417号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和7年3月18日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	417号	鯖江市糺町13字大袂25番から 鯖江市糺町13字大袂20番、21番地先まで	令和7年 3月18日

福井県告示第114号

主要地方道坂本高浜線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和7年3月18日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	坂本高浜線	新	大飯郡おおい町石山50字榎木谷1番20から 大飯郡おおい町石山48字大谷1番49まで	9.1 ~ 83.8	1233.2
		旧	大飯郡おおい町石山50字榎木谷1番20から 大飯郡おおい町石山4	9.1 ~ 83.8	

福井県告示第115号

一般国道417号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和7年3月18日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	417号	新	鯖江市糺町13字大 袂25番から 鯖江市糺町13字大 袂20番、21番地 先まで	14.0 ~ 32.4	185.0
		旧	鯖江市糺町13字大 袂25番から 鯖江市糺町13字大 袂20番、21番地 先まで	14.0 ~ 31.2	

福井県告示第116号

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書の提出)</p> <p>第2条 競争入札の資格審査を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期間内に、会計局会計課へ提出するものとする。</p> <p>(1)~(8) (略)</p>	<p>(申請書の提出)</p> <p>第2条 競争入札の資格審査を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期間内に、会計局会計課へ提出するものとする。</p> <p>(1)~(8) (略)</p>

(9) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項
または第5項の規定により一般事業主行動計画を策定している場合にあつては、その写し

(10)～(14) (略)

2 (略)

(9) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項
または第4項の規定により一般事業主行動計画を策定している場合にあつては、その写し

(10)～(14) (略)

2 (略)

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

首都圏北部をターゲットとした巡回キャラバン業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

ア 観光物産プロモーション

イ スポーツイベント等への出展

ウ PR活動

(4) 履行場所

首都圏北部4県（埼玉県、群馬県、長野県、宮城県）

2 企画提案書を提出できる者の要件

次の要件を満たす者であること。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。

ただし、後段3(3)に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。(http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikai/sinsei.html)

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること。

3 手続等

(1) 業務担当課

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階

福井県東京事務所 担当 山田

電話 03-5212-9074

FAX 03-5212-9076

E-mail tokyo@pref.fukui.lg.jp

(2) 説明会の実施の有無

説明会は実施しないが、業務内容の詳細等については、福井県東京事務所のホームページからダウンロードすることができる。(http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokyo/index.html)

(3) 応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

① 提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。

- ・競争入札参加資格通知書の写し

競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

② 提出期限

令和7年3月25日（火）17時45分

③ 受付時間

令和7年3月18日（火）から同年3月25日（火）の9時00分から17時45分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17

8号）第3条に規定する休日を除く。

④ 提出方法

上記(1)まで郵送またはメールすること（提出期限までの到達が必須）。

⑤ 受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和7年3月28日（金）までに行い、書面により申請者に通知する。

(4) 企画提案書の提出期限、場所および方法

① 提出書類

- ・様式2 1部

- ・企画提案書 10部

※企画提案書はA4ヨコ、上部2か所ホチキス止め、片面印刷、背表紙等不要

※業務内容に関する具体的な企画案、活動成果（目標）、実施スケジュール、業務実施体制、企画提案者の概要、実績、参考見積、再委託の有無について記載すること。

② 提出期限

令和7年4月28日（月）12時00分

③ 受付時間

令和7年3月18日（火）から同年4月28日（月）の9時00分から17時45分まで

（※4月28日（月）は12時00分まで）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④ 提出方法

上記(1)まで持参または郵送すること（郵送の場合であっても、提出期限までに企画提案書の到達が必須）。なお、提出された書類は返却しない。

(5) 質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、上記(1)までメールもしくはFAXにて送付すること。

① 受付期間

令和7年3月18日（火）から同年4月21日（月）まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

② 質問に関する回答

質問に対する回答は、メールもしくはFAXにて行う。

4 審査方法

次の手順による。

- (1) 提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションは令和7年5月中旬に東京事務所にて実施予定であり、日程は別途通知する。

- (2) 県は企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。
- (3) 審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

5 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること。

6 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。
- (3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- (4) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (5) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。
- (6) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。
- (7) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (9) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (10) 制作物等の所有権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。
- (11) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (12) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、県との契約関係を生じるものではない。

7 Summary

- (1) Subject
Fukui caravan activity targeting the northern metropolitan area
- (2) Deadline for the submission of proposals
5:45PM .25th March 2025
- (3) Contact point for the notice
Tokyo office Fukui prefectural government

10F prefectural assembly hall
2-6-3 Hirakawa-cho Chiyoda-ku Tokyo, Japan 102-0093
Tel: +81 3 5212 9074

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
令和6年度福井県防災ヘリコプター耐空検査および点検業務に伴う修繕業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県防災安全部消防保安課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年2月10日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
セントラルヘリコプターサービス株式会社
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1-1
- 5 随意契約に係る契約金額
84,561,885円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした経緯
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

地方自治法第244条の2第3項および福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例第5条の規定により公の施設の指定管理者を指名したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
福井県六呂師高原キャンプ場
- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称
静岡県三島市大社町18-52 LtG Startup Studio
株式会社VILLAGE INC
- 3 指定の期間

規則で定める日から令和12年3月31日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
クスリのアオキ三方店
福井県三方上中郡若狭町北前川39号宮之下14番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年10月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,226㎡
- 6 駐車場の収容台数 46台
- 7 駐輪場の収容台数 20台
- 8 荷さばき施設の面積 15㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 5.8㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 翌午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出のあった日
令和7年2月27日
- 15 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県三方上中郡若狭町中央1-1
若狭町観光商工課
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
縦覧期間
公告の日から4月間
縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末年始を除く。）
- 17 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

九頭竜川水系一級河川荒川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項に基づき措置した車両について、当該車両の所有者、占有者その他車両について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該車両を返還するため、同条第5項および河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号に基づき、同項第1号の公示の要旨を公告する。

なお、当該車両の措置および保管に要した費用は、河川法第75条第9項の規定により、当該車両の所有者等の負担となる。

令和7年3月18日

福井県知事 杉本 達治

- 1 河川法施行令第39条の3第1項第1号の公示の日
令和7年3月4日（公示の日）
- 2 保管した車両の名称または種類、形状および数量
別表のとおり
- 3 保管した車両の放置されていた場所および当該車両を除却した日時
別表のとおり
- 4 保管した車両の保管を始めた日時および保管の場所
(1) 保管を始めた日時
別表のとおり
(2) 保管の場所

福井市城東4丁目28-1地先
福井県福井土木事務所敷地内

5 保管した車両を返還する場合の手続

福井県福井土木事務所において、当該車両の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の13に規定する様式による受領書と引き換えに返還を受けること。

6 問合せ先

福井県土木部河川課
福井市大手3丁目17-1
電話 0776-20-0480
福井県福井土木事務所
管理課
福井市城東4丁目28-1
電話 0776-24-5111

別表

整理番号	保管した工作物		保管した工作物が 放置されていた場所	除却した 年月日時	保管を始めた 年月日時	保管の 場所
	名称 または 種類	形状または特徴 数量				
1	車両	車名：トヨタ 型式：TA-SCP10 大きさ：長さ361cm×幅166cm×高さ150cm 色：シルバー 1台	福井市問屋町1丁目 地先 (上北野橋上流10m 付近、荒川左岸側)	令和7年3月4日 午前10時15分	令和7年3月4日 午前10時36分	福井市城東 4丁目28- 1地先 (福井県福井 土木事務所敷 地内)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月18日
福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

越前市芝原二丁目14字小清水7番2、8番2、9番1、10番1、11番、12番、13番、14番1、14番2、15番、16番1、16番2、17番1、17番5、25番1、26番、28番3および28番4、16字角力町6番2、7番1、7番2、8番1、8番2、9番1、10番、11番、12番、13番1、13番2、14番、1

5番、16番、17番1、17番2、18番2、18番3、19番4、27番1、28番および29番、19字縄添8番1、8番2、9番1、9番2、9番3、9番4、10番1、10番2、11番、13番1、13番2、14番1、14番2、15番1、15番2、15番3、15番4、15番5、15番6、15番7、15番9、15番10、15番11、15番12、15番14、17番18、17番21、17番23および17番24ならびに芝原五丁目14字小清水17番9、25番5および28番4

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

越前市本保町21号10番地

田中建設株式会社

代表取締役 田中 大成

越前市東千福町25番30号

西部開発

代表 中屋 敬三

教育委員会規則

福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月18日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第1号

福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則（平成12年福井県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第3号および様式第4号中

証紙貼付欄（消印をしないこと）

【申込番号】

□□□□-□□□□-□□□□

（手数料納付システム利用時に記入）

を

収納証明書類貼付欄

【申込番号】

□□□□-□□□□-□□□□

（手数料納付システム利用時に記入）

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則に定める様式に

よる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県教育職員免許状再授与審査会規則を公布する。

令和7年3月18日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第2号

福井県教育職員免許状再授与審査会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、福井県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、医療、心理、福祉または法律に関する専門的な知識および経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の議事について直接の人間関係または特別の利害関係を有する委員は、当該議事に加わるできない。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

4 審査会の会議は、公開しない。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、教育庁教職員課において処理する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月18日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第3号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和30年福井県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号および様式11号から様式第16号までの規定中

福井県証紙貼付欄（消印をしないこと）
※手数料納付システムを利用した場合は申込番号を記載
【申込番号】 □□□□-□□□□-□□□□

を

収納証明書類貼付欄
【申込番号】 □□□□-□□□□-□□□□
(手数料納付システム利用時に記入)

に改める。

様式第17号の2中

福井県証紙貼付欄（消印をしないこと）
※手数料納付システムを利用した場合は申込番号を記載
【申込番号】 □□□□-□□□□-□□□□

を

収納証明書類貼付欄
【申込番号】 □□□□-□□□□-□□□□
(手数料納付システム利用時に記入)

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の教育職員免許に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月18日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

(政党の支部)

(法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
令和7年2月6日	立憲民主党福井県参議院選挙区第1総支部	藤原 和士	野田 哲生	福井市大手2-15-6	参議院議員	○

(1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和6年12月26日	自由民主党福井県大野市第二支部	兼井 大	形部 和明	大野市神明町1107

(その他の政治団体)

(法第19条の7第1項第1号および第2号に係る国会議員関係政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
令和7年2月10日	つばささぱーたーず	波多野 翼	波多野 翼	福井市大和田2-511	衆議院議員	波多野 翼 衆議院議員

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和7年1月23日	中村みほ後援会	中村 美穂	中村 裕太	三方上中郡若狭町新道71-5-2
令和7年1月29日	福井県介護障害福祉事業者政治連盟	松井 一人	川口 博司	越前市高木町55-11-11
令和7年1月30日	木戸屋やよみ後援会	山崎 義昭	木戸屋 八代実	大野市泉町14-39
令和7年2月14日	こまの孝一郎後援会	河原 健	佐々木 隆興	丹生郡越前町織田98-2-2

福井県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月18日
福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年1月6日	中野史生後援会	中野 史生	代表者	中野 史生	増田 貞雄
令和6年6月23日	福井県神谷まさゆき後援会	森中 裕信	代表者	森中 裕信	角野 雅之
			会計責任者	岩崎 満子	中静 美紀
令和6年6月23日	福井県本田あきこ後援会	森中 裕信	代表者	森中 裕信	角野 雅之
			会計責任者	岩崎 満子	中静 美紀
令和6年6月23日	福井県薬剤師連盟	森中 裕信	代表者	森中 裕信	角野 雅之
			会計責任者	岩崎 満子	中静 美紀
令和6年9月30日	自由民主党福井県さつき会支部	水戸守 賢篤	主たる事務所の所在地	鯖江市吉田町5-4-3	福井市西開発1-813
令和6年12月22日	幸福実現党越前中央後援会	鎌谷 崇史	主たる事務所の所在地	越前市武生柳町9-8	越前市家久町102-22-25
			代表者	鎌谷 崇史	玉村 恵美子
			会計責任者	伊藤 愛里	玉村 恵美子
令和7年1月1日	高畑徹後援会	高畑 徹	代表者	高畑 徹	立石 武志
令和7年1月1日	仲倉典克後援会	熊谷 良彦	名称	仲倉典克後援会	仲倉典克を育てる会
			代表者	熊谷 良彦	岩倉 光弘
令和7年1月1日	細川かをり如月会	野村 幸子	主たる事務所の所在地	越前市村国1-3-1	越前市村国1-2-11
令和7年1月1日	細川かをり後援会	中澤 和彦	主たる事務所の所在地	越前市村国1-3-1	越前市村国1-2-11
令和7年1月6日	稲田朋美文殊地区後援会	吉田 徹	主たる事務所の所在地	福井市二上町16-16	福井市上細江町33-25
			代表者	吉田 徹	吉川 強
令和7年1月6日	「ともみ組」青年隊	稲木 昭太	会計責任者	野坂 竜司	松田 典起
令和7年1月14日	立憲民主党福井県第1区総支部	波多野 翼	名称	立憲民主党福井県第1区総支部	立憲民主党福井県第1総支部
			会計責任者	川崎 周市	山口 健太郎

令和7年1月20日	中西あきおを育てる会	小形 善信	代表者	小形 善信	織田 桂蔵
令和7年1月29日	今井しんじ後援会	小川 秀雄	代表者	小川 秀雄	山本 末夫
令和7年2月1日	久親会	大嶋 一英	会計責任者	毛利 告	和田 宏一
令和7年2月1日	西行茂後援会	野坂 鐵郎	会計責任者	宮川 貴文	大西 美紀
令和7年2月5日	わたなべ竜彦後援会	増田 敏夫	名称	わたなべ竜彦後援会	わたなべ竜彦を育てる会
			会計責任者	山田 隆夫	渡邊 眞吾
令和7年2月8日	木下ゆうじ後援会	坪田 敏憲	代表者	坪田 敏憲	武田 清
令和7年2月13日	奈良俊幸後援会	奈良 俊幸	会計責任者	橋本 達昌	三谷 勇二
令和7年2月13日	奈良俊幸吉野地区後援会	奈良 俊幸	代表者	奈良 俊幸	近藤 敏勝
			会計責任者	橋本 達昌	三谷 勇二
令和7年2月13日	奈良俊幸を育てる会	奈良 俊幸	会計責任者	橋本 達昌	三谷 勇二
令和7年2月13日	黎明の会	奈良 俊幸	代表者	奈良 俊幸	三谷 勇二
			会計責任者	橋本 達昌	山崎 芳裕

福井県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月18日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和6年12月30日	のだ富久後援会	野田 富久
令和6年12月30日	福井県農政連若狭支部	幸池 享
令和6年12月31日	明日のわかさおばまを創る会	中島 福則
令和6年12月31日	浦上ゆうじ後援会	川畑 智
令和6年12月31日	笑顔で暮らせるふくいを創る会	東村 新一
令和6年12月31日	小林誠一後援会	塚谷 寛司
令和6年12月31日	自由民主党福井県小浜市第一支部	松崎 晃治

令和6年12月31日	自由民主党福井県南条郡第二支部	仲倉 典克
令和6年12月31日	高浜翔山会	一瀬 和夫
令和6年12月31日	仲倉典克越前市後援会	山本 有一郎
令和6年12月31日	東村新一後援会	広部 正紘
令和6年12月31日	松崎晃治後援会晃志会	中島 福則
令和7年1月17日	成本まこひと後援会	成本 真人
令和7年1月29日	今井しんじ後援会	小川 秀雄

福井県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月18日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

指 定 年月日	資 金 管 理 団 体 の届出をした者 (代表者)の氏名	届出をした者に 係る公職の種類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主たる事務所の所在地
令和7年 1月23日	中村 美穂	若狭町議会議員	中村みほ後援会	三方上中郡若狭町新道71-5-2
令和7年 2月10日	波多野 翼	衆議院議員	つばささぱーたー ず	福井市大和田2-511

福井県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月18日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
野田 富久	のだ富久後援会	令和6年12月30日
東村 新一	笑顔で暮らせるふくいを創る会	令和6年12月31日
奈良 俊幸	奈良俊幸後援会	令和7年2月13日

福井県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県各選挙区における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和7年3月18日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,595,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	稲田 朋美	候補者届出政党	自由民主党	期間	令和6年10月9日 から 令和6年11月6日 まで
出納責任者氏名	椿原 直子				第1回分

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	720,000 円
自由民主党福井県 第一選挙区支部	政党支部	9,060,500 円	家屋費	660,266
旅館ホテル政経懇 話会	政治団体	100,000	選挙事務所費	60,500
			集会会場費	599,766
			通信費	57,420
			交通費	423,227
			印刷費	1,531,250
			広告費	1,902,198
			文具費	2,251
			食料費	24,308
			休泊費	0
			雑費	37,488
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		9,160,500	今回計	5,358,408
前回計		0	前回計	0
総計		9,160,500	総計	5,358,408

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	483,000 円
	ポスターの作成	770,000 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	66,000 円
	計	1,981,493 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,595,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	稲田 朋美	候補者届出政党	自由民主党	期間	令和6年11月19日 から 令和6年11月19日 まで
出納責任者氏名	椿原 直子				第2回分

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	36,610 円
		0 円	家屋費	1,721,850
			選挙事務所費	911,350
			集会会場費	810,500
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	58,184
			食料費	115,034
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	1,931,678
前回計		9,160,500	前回計	5,358,408
総計		9,160,500	総計	7,290,086

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	483,000 円
	ポスターの作成	770,000 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	66,000 円
	計	1,981,493 円

報告書受理年月日	令和6年11月26日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,595,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	稲田 朋美	候補者届出政党	自由民主党	期間	令和6年12月5日 から 令和6年12月5日 まで	第3回分
出納責任者氏名	椿原 直子					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
		0 円	人件費	0 円	
			家屋費	198,660	
			選挙事務所費	198,660	
			集会会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	0	
			広告費	0	
			文具費	0	
			食料費	122,000	
			休泊費	0	
			雑費	0	
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		0	今回計	320,660	
前回計		9,160,500	前回計	7,290,086	
総計		9,160,500	総計	7,610,746	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	483,000 円
	ポスターの作成	770,000 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	66,000 円
	計	1,981,493 円

報告書受理年月日	令和6年12月13日	第3回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,595,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	稲田 朋美	候補者届出政党	自由民主党	期間	令和6年12月17日 から 令和6年12月17日 まで	第4回分
出納責任者氏名	椿原 直子					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
		0 円	人件費	0 円	
			家屋費	217,195	
			選挙事務所費	0	
			集会会場費	217,195	
			通信費	0	
			交通費	184,456	
			印刷費	0	
			広告費	0	
			文具費	0	
			食料費	0	
			休泊費	0	
			雑費	0	
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		0	今回計	401,651	
前回計		9,160,500	前回計	7,610,746	
総計		9,160,500	総計	8,012,397	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	483,000 円
	ポスターの作成	770,000 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	66,000 円
	計	1,981,493 円

報告書受理年月日	令和7年1月6日	第4回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,595,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	金元 幸枝	候補者届出政党	日本共産党	期間	令和6年10月10日 から 令和6年10月26日 まで	第1回分
出納責任者氏名	佐藤 八千代					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	家屋費	
日本共産党福井県委員会	政 党	50,000 円	選挙事務所費	50,000	0 円
日本共産党北越地区委員会	政 党	200,000	集会会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	0	
			広告費	154,324	
			文具費	0	
			食料費	16,158	
			休泊費	0	
			雑 費	1,801	
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		250,000	今回計	222,283	
前回計		0	前回計	0	
総 計		250,000	総 計	222,283	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,595,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	金元 幸枝	候補者届出政党	日本共産党	期間	令和6年11月29日 から 令和6年12月 3日 まで	第2回分
出納責任者氏名	佐藤 八千代					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	家屋費	
日本共産党北越地区委員会	政 党	881,568 円	選挙事務所費	0	0 円
			集会会場費	0	
			通信費	7,935	
			交通費	0	
			印刷費	800,590	
			広告費	99,000	
			文具費	0	
			食料費	0	
			休泊費	0	
			雑 費	1,760	
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		881,568	今回計	909,285	
前回計		250,000	前回計	222,283	
総 計		1,131,568	総 計	1,131,568	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年12月3日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,595,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	金元 幸枝	候補者届出政党	日本共産党	期間	令和6年12月10日 から 令和6年12月11日 まで	第3回分
出納責任者氏名	佐藤 八千代					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
日本共産党北越地 区委員会	政 党	14,190 円	人件費	0 円	
			家屋費	0	
			選挙事務所費	0	
			集会会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	13,640	
			広告費	0	
			文具費	0	
			食料費	0	
			休泊費	0	
			雑 費	550	
その他の寄附		0	今回計	14,190	
その他の収入		0	前回計	1,131,568	
今回計		14,190	今回計	14,190	
前回計		1,131,568	前回計	1,131,568	
総 計		1,145,758	総 計	1,145,758	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年12月12日	第3回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,595,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田中 こはる	候補者届出政党	参政党	期間	令和6年10月 4日 から 令和6年11月8日 まで	第1回分
出納責任者氏名	松田 知世					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
参政党福井県支部	政 治 団 体	2,861,171 円	人件費	150,000 円	
連合会			家屋費	175,410	
柴田 晴夫	獣 医 師	150,000	選挙事務所費	150,000	
中村 裕太	建 設 業	150,000	集会会場費	25,410	
			通信費	13,425	
			交通費	102,060	
			印刷費	2,061,316	
			広告費	515,724	
			文具費	0	
			食料費	67,464	
			休泊費	0	
			雑 費	54,260	
その他の寄附		0	今回計	3,139,659	
その他の収入		0	前回計	0	
今回計		3,161,171	今回計	3,139,659	
前回計		0	前回計	0	
総 計		3,161,171	総 計	3,139,659	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,595,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田中 こはる	候補者届出政党	参政党	期間	令和6年12月19日 から 令和6年12月19日 まで	第2回分
出納責任者氏名	松田 知世					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	家屋費	選挙事務所費
参政党福井県支部 連合会	政治団体	15,387 円	0 円	0	0
			集会会場費	0	0
			通信費	0	0
			交通費	0	0
			印刷費	0	0
			広告費	0	0
			文具費	0	0
			食料費	0	0
			休泊費	0	0
			雑 費	15,387	
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		15,387	今回計	15,387	
前回計		3,161,171	前回計	3,139,659	
総 計		3,176,558	総 計	3,155,046	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年12月20日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,595,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	波多野 翼	候補者届出政党	立憲民主党	期間	令和6年10月10日 から 令和6年11月 6日 まで	第1回分
出納責任者氏名	川崎 周市					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	家屋費	選挙事務所費
立憲民主党	政 党	5,000,000 円	660,000 円	172,800	120,000
			集会会場費	52,800	0
			通信費	0	12,232
			交通費	1,576,250	1,288,401
			印刷費	7,594	164,170
			広告費	0	4,944
			文具費		
			食料費		
			休泊費		
			雑 費		
その他の寄附		0			
その他の収入		200,000			
今回計		5,200,000	今回計	3,886,391	
前回計		0	前回計	0	
総 計		5,200,000	総 計	3,886,391	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	476,000 円
	ポスターの作成	822,000 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	115,500 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	1,906,154 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第1区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,595,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西山 理恵	候補者届出政党		期間	令和6年10月3日 から 第1回分
出納責任者氏名	西山 理恵				令和6年11月2日 まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
楽間 隆行	無 職	30,000 円	人件費	0 円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	400,600
			印刷費	1,298,299
			広告費	44,000
			文具費	11,380
			食料費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附		0	今回の収入	1,754,279
その他の収入		1,724,279	前回の収入	0
今回の収入		1,754,279	今回の支出	1,754,279
前回の収入		0	前回の支出	0
総 計		1,754,279	総 計	1,754,279

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,937,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小柳 茂臣	候補者届出政党	日本共産党	期間	令和6年10月11日 から 第1回分
出納責任者氏名	北原 武道				令和6年10月26日 まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
日本共産党嶺南地 区委員会	政 党	150,000 円	人件費	0 円
日本共産党南越地 区委員会	政 党	200,000	家屋費	50,000
			選挙事務所費	50,000
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	1,010
			印刷費	0
			広告費	153,296
			文具費	0
			食料費	9,897
			休泊費	35,400
			雑 費	0
その他の寄附		0	今回の収入	350,000
その他の収入		0	前回の収入	0
今回の収入		350,000	今回の支出	249,603
前回の収入		0	前回の支出	0
総 計		350,000	総 計	249,603

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,937,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小柳 茂臣	候補者届出政党	日本共産党	期間	令和6年12月18日 から 令和6年12月24日 まで	第2回分
出納責任者氏名	北原 武道					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	0 円	
日本共産党嶺南地 区委員会	政 党	400,000 円	家屋費	0	
日本共産党南越地 区委員会	政 党	447,483	選挙事務所費	0	
			集会会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	916,120	
			広告費	30,000	
			文具費	0	
			食料費	0	
			休泊費	0	
			雑 費	1,760	
その他の寄附		0	今回計	947,880	
その他の収入		0	前回計	249,603	
今回計		847,483	総 計	1,197,483	
前回計		350,000			
総 計		1,197,483			

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和6年12月26日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,937,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	齋木 武志	候補者届出政党	日本維新の会	期間	令和6年10月10日 から 令和6年11月 8日 まで	第1回分
出納責任者氏名	土田 光					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	798,000 円	
			家屋費	0	
			選挙事務所費	0	
			集会会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	35,180	
			印刷費	1,709,650	
			広告費	1,145,377	
			文具費	5,479	
			食料費	217,727	
			休泊費	0	
			雑 費	4,611	
その他の寄附		0	今回計	3,916,024	
その他の収入		3,946,934	前回計	0	
今回計		3,946,934	総 計	3,916,024	
前回計		0			
総 計		3,946,934			

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
	ビラの作成	483,000 円
	ポスターの作成	956,800 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	204,770 円
	計	2,298,663 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,937,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	高市 拓	候補者届出政党		期間	令和6年10月10日 から 第1回分
出納責任者氏名	山本 達				令和6年11月6日 まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
		0 円	人件費	648,183 円
			家屋費	489,760
			選挙事務所費	489,760
			集会会場費	0
			通信費	120,340
			交通費	279,118
			印刷費	2,361,180
			広告費	1,364,450
			文具費	127,148
			食料費	232,278
			休泊費	0
			雑 費	134,691
その他の寄附		0		
その他の収入		6,200,000		
今回計		6,200,000	今回計	5,757,148
前回計		0	前回計	0
総 計		6,200,000	総 計	5,757,148

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500 円
	ビラの作成	476,000 円
	ポスターの作成	1,188,880 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	122,865 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	40,954 円
	計	2,312,603 円

報告書受理年月日	令和6年11月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,937,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	高市 拓	候補者届出政党		期間	令和6年12月2日 から 第2回分
出納責任者氏名	山本 達				令和6年12月2日 まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
		0 円	人件費	0 円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食料費	0
			休泊費	0
			雑 費	45,467
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	45,467
前回計		6,200,000	前回計	5,757,148
総 計		6,200,000	総 計	5,802,615

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500 円
	ビラの作成	476,000 円
	ポスターの作成	1,188,880 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	122,865 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	40,954 円
	計	2,312,603 円

報告書受理年月日	令和6年12月3日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,937,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	高木 毅	候補者届出政党		期間	令和6年 9月30日 から	第1回分
出納責任者氏名	田中 正信				令和6年11月 8日	まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	580,000 円
次世代政治研究会	政 治 団 体	6,000,000 円	家屋費	2,422,340
			選挙事務所費	2,422,340
			集会会場費	0
			通信費	13,090
			交通費	624,957
			印刷費	1,789,606
			広告費	911,478
			文具費	0
			食料費	432,733
			休泊費	0
			雑 費	267,847
その他の寄附		0		
その他の収入		500,000		
今回計		6,500,000	今回計	7,042,051
前回計		0	前回計	0
総 計		6,500,000	総 計	7,042,051

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,000 円
	ポスターの作成	1,021,356 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	204,770 円
	計	2,378,619 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,937,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	高木 毅	候補者届出政党		期間	令和6年11月15日 から	第2回分
出納責任者氏名	田中 正信				令和6年11月18日	まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	82,000 円
			家屋費	5,759
		0 円	選挙事務所費	5,759
			集会会場費	0
			通信費	1,200,898
			交通費	0
			印刷費	140,225
			広告費	0
			文具費	0
			食料費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	1,428,882
前回計		6,500,000	前回計	7,042,051
総 計		6,500,000	総 計	8,470,933

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,000 円
	ポスターの作成	1,021,356 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	204,770 円
	計	2,378,619 円

報告書受理年月日	令和6年11月21日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,937,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	辻 英之	候補者届出政党	立憲民主党	期間	令和6年10月1日から 令和6年11月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	山口 健太郎					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			
立憲民主党	政 党	5,000,000 円	人件費	751,170 円	
			家屋費	772,442	
			選挙事務所費	300,102	
			集会会場費	472,340	
			通信費	51,090	
			交通費	133,581	
			印刷費	1,493,750	
			広告費	1,557,060	
			文具費	26,512	
			食料費	389,354	
			休泊費	82,280	
			雑 費	282,091	
その他の寄附		0			
その他の収入		100,000			
今回計		5,100,000	今回計	5,539,330	
前回計		0	前回計	0	
総 計		5,100,000	総 計	5,539,330	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	724,800 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	132,000 円
	計	2,009,993 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,937,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	辻 英之	候補者届出政党	立憲民主党	期間	令和6年11月14日から 令和6年11月14日まで	第2回分
出納責任者氏名	山口 健太郎					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			
		0 円	人件費		0 円
			家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		0
			交通費		110,110
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食料費		0
			休泊費		0
			雑 費		0
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		0	今回計		110,110
前回計		5,100,000	前回計		5,539,330
総 計		5,100,000	総 計		5,649,440

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	724,800 円
	選挙事務所の立札および看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札および看板の類の作成	132,000 円
	計	2,009,993 円

報告書受理年月日	令和6年11月20日	第2回報告分
----------	------------	--------

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月18日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第2号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和31年福井県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（看護業務等に従事する職員の手当の支給）</p> <p>第11条の2 条例第12条の2第1項の人事委員会の定める職員は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員（社会福祉士その他人事委員会が定める職員に限る。）、同項第5号イの医療職給料表(2)の適用を受ける職員または同号ウの医療職給料表(3)の適用を受ける職員とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（看護業務等に従事する職員の手当の支給）</p> <p>第11条の2 条例第12条の2第1項の人事委員会の定める職員は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員（<u>患者に直接接することを常例とする社会福祉士その他人事委員会が定める職員に限る。</u>）、同項第5号イの医療職給料表(2)の適用を受ける職員（<u>薬剤師を除く。</u>）または同号ウの医療職給料表(3)の適用を受ける職員とする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

公安委員会規則

金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月18日

福井県公安委員会 委員長 禿 了修

福井県公安委員会規則第3号

金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず営業条例施行規則（昭和32年福井県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号および様式第5号から様式第7号までの規定中

「

証 紙	【申込番号】※手数料納付システム利用時	を
貼 付	□□□□-□□□□-□□□□	

」

「 収納証明書類貼付欄

【申込番号】※手数料納付システム利用時 に改める。

□□□□ - □□□□ - □□□□

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の金属くず営業条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。